

第 96 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 6 年 10 月 27 日）

第 650 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,5,3 号小松中央公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,3、小松中央公園、小松町大字新屋敷字藍刈、字池ノ谷、字池ノ西、字藍刈池ノ西、字川原谷、字角蔵山、字大日、字臼谷、約 25.7ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、展望台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

小松中央公園は、昭和 53 年 4 月 21 日に、地区公園として面積約 5.4ha を都市計画決定し、その後 2 回の計画変更を経て、平成 3 年 11 月 8 日に、総合公園として面積約 10.3ha を都市計画決定している。当公園は、東予広域都市計画区域の西部地域における中心的な公園として、現在、整備が進められており、多目的広場、憩いの広場、桜の園、テニスコート等の面積約 6.6ha が開設されている。近年の急速な高齢化の進展、余暇時間の増大、自動車社会の定着等による住民の余暇活動範囲の拡大といった時代の流れを受けて、住民のニーズは益々多様化、高度化しており、また、当公園南側に四国縦貫自動車道のサービスエリアが予定されております。このため、サービスエリアとの一体的整備により、高速道路利用者を含めた公園利用の増進を図ると共に、総合公園としての公園機能の充実強化を図るため、本案の通り、公園区域の面積約 15.4ha を拡大変更するものである。

第 651 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 7,5,2 号鹿ノ子池公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊公園、7,5,2、鹿ノ子池公園、今治市町谷字寺山、町谷字山田、新谷字鹿ノ子、越智郡朝倉村大字古谷、約 18.2ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

鹿ノ子池公園は、昭和 51 年都市計画決定され、昭和 53 年度より都市計画公園整備の一環で建設された都市緑化植物園として、単に公園の利用だけでなく、都市緑化見本園の相談所、自由広場、民具・資料館を建設するとともに、自然環境を保持するため、レクリエーション施設、散策のための修景を備えた公園として整備され、住民に親しまれている。今回、公園区域内東側の朝倉村分において道路改良工事が行われることに伴い、計画区域内に変更が生じたため、これを適正な公園施設として整備し、風致を享受することのできる特殊公園として自然景観の保全を図り、公園区域の拡大変更を行うものである。

第 652 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 7,5,4 号湧ヶ淵公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊公園、7,5, 4、湧ヶ淵公園、松山市末町、宿野町、約 29.3ha、園路施設、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

湧ヶ淵公園は、昭和 44 年 1 月 30 日に面積約 29.3ha の風致公園として都市計画決定し、同年、公園区域内の国道 317 号の北側隣接地に駐車場を設置し、松山市東部市街地を一望できる展望広場を結ぶ散策路を公園一帯に設け、緑豊かな自然環境を保全する公園として全面開設している都市公園である。現在、国道 317 号改良工事を進めているが、湧ヶ淵公園前のルートについては、円滑な自動車交通の確保や自然景観、公園機能に与える影響等を考慮すると、当公園区域内をトンネルで通過するルートが最適であると考えられるので、国道 317 号改良工事を進めるに当たり、公園区域の一部削除を行うと共に、東側の宿野町との町界に位置する標高約 195m の尾根部分を区域拡張し、駐車場から最短距離で歩いて行ける展望広場を整備するため、本案のとおり公園区域の変更を行うものである。

(質義なし)

第 97 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 6 年 12 月 14 日）

第 653 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,5,36 号丸田馬越線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における幹線街路等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3,5,36、丸田馬越線、今治市常盤町 8 丁目、今治市山路町 1 丁目、（今治市馬越町 1 丁目）、約 850m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 3 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は国道 317 号線（3,5,27 号今治日高線）と主要地方道今治波方港線（旧国道 196 号）を結ぶ幹線道路であり、昭和 21 年に、延長約 850m、幅員 12m で変更決定されている。今回、将来交通量を勘案し、交差点交通の円滑化と安全を図るため、本案のとおり計画変更するものである。

第 654 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,5,11 号三津南吉田線を 3,3,11 号三津南吉田線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,3,11、三津南吉田線、松山市三津一丁目、松山市南吉田町、（松山市別府町）、約 4360m、地表式、25m、幹線街路と平面交差 5 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

本道路は、昭和 40 年 8 月 26 日に、延長 4,360m、幅員 15m で変更決定された、松山市西部の三津地区と南吉田地区を結ぶ臨海部の幹線道路である。平成 5 年には、松山地域が FAZ（輸入促進地域）の指定を受け、現在松山港、松山空港周辺を中心とする地域に於いて、関連施設等の整備が進められており、本路線の重要性は日増しに高まっているところである。今回、将来交通量等を勘案し、交通の円滑化と安全、ゆとりある道路環境を確保するため、道路幅員及び主要な交差点について、道路構造令に基づき、本案の通り計画変更するものである。

第 655 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山広域都市計画松山公共下水道「3 下水管渠」中、三津浜 1 号污水幹線、清水污水圧送幹線を次のように変更し、松山公共下水道「4 ポンプ施設」中、清水污水中継ポンプ場を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

松山公共下水道、約 5,438ha、中央排水区 3,390ha、西部排水区 2,048ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

1 号幹線、生石町、平和通 1 丁目、0.90m～5.00m、約 4,490m、中央排水区（合流管）

2 号幹線、湊町 8 丁目、千舟町 4 丁目、1.35m～1.80m、約 1,380m、中央排水区（合流管）

5号幹線、築山町、湯渡町、1.20 m～1.95m、約 720m、中央排水区（合流管）

6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m～1.00m、約 1,960m、中央排水区（合流管）

中央1号污水幹線、南江戸4丁目、平井町、0.60 m～1.80m、約 10,500m、中央排水区（分流管）

中央2号污水幹線、南江戸4丁目、清水町3丁目、0.45m～0.90m、約 3,890m、中央排水区（分流管）

中央3号污水幹線、生石町、和泉北3丁目、1.35m～2.00m、約 2,350m、中央排水区（分流管）

中央4号污水幹線、保免中2丁目、今在家町、0.70m～1.20m、約 6,000m、中央排水区（分流管）

桑原1号污水幹線、小坂5丁目、枝松1丁目、0.60m～0.90m、約 1,340m、中央排水区（分流管）

石井2号污水幹線、古川西1丁目、東石井町、0.50m～0.80m、約 2,710m、中央排水区（分流管）

素鷲1号污水幹線、朝生田町、中村5丁目、0.80m～1.35m、約 1,220m、中央排水区（分流管）

浮穴1号污水幹線、北土居町、森松町、0.60m～0.70m、約 1,140m、中央排水区（分流管）

保免2号污水圧送幹線、土居田町、保免中2丁目、1.20m、約 1,090m、中央排水区（分流管）

1号増補管、生石町、湊町8丁目、2.00m、約 790m、中央排水区（合流管）

1号第1増補管、湊町8丁目、千舟町8丁目、2.00m、約 180m、中央排水区（合流管）

1号第2増補管、千舟町8丁目、平和通1丁目、1.35 m～5.20m、約 3,340m、中央排水区（合流管）

2号増補管、南江戸3丁目、千舟町8丁目、5.00m、約 920m、中央排水区（合流管）

2号第2増補管、千舟町7丁目、勝山町1丁目、1.80m～2.40m、約 2,260m、中央排水区（合流管）

6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約 180m、中央排水区（合流管）

6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約 100m、中央排水区（合流管）

6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約 230m、中央排水区（合流管）

中須賀1号污水幹線、三杉町、新浜町、0.60～0.80m、約 920m、西部排水区（分流管）

山越1号污水幹線、東山町、問屋町、0.60～0.80m、約 1,900m、西部排水区（分流管）

山越2号污水幹線、西長戸町、西長戸町、0.60、約 310m、西部排水区（分流管）

山西1号污水幹線、三杉町、東山町、0.80～0.90m、約 1,960m、西部排水区（分流管）

山西3号污水幹線、山西町、山西町、0.70m、約 420m、西部排水区（分流管）

三津浜1号污水幹線、別府町、三杉町、1.20～1.35m、約 2,580m、西部排水区（分流管）、位置の変更

三津浜2号污水幹線、大可賀1丁目、山西町、0.70m、約 650m、西部処理区（分流管）

北吉田污水幹線、南吉田町、北吉田町、1.85～1.50m、約 1,860m、西部排水区（分流管）

齊院1号污水幹線、南吉田町、高岡町、0.60m～0.70m、約 1,510m、西部排水区（分流管）

富久1号污水幹線、東垣生町、南吉田町、2.10～2.25m、約 1,290m、西部排水区（分流管）

富久2号污水幹線、南吉田町、富久町、0.60～0.80m、約 2,140m、西部排水区（分流管）

南吉田污水幹線、南吉田町、東垣生町、2.00m～2.90m、約 1,920m、西部排水区（分流管）

余戸1号污水幹線、東垣生町、余戸東1丁目、0.60～0.80m、約 2,300m、西部排水区（分流管）

東垣生污水幹線、東垣生町、東垣生町、0.80～1.20m、約 1,000m、西部排水区（分流管）

西垣生1号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約 200m、西部排水区（分流管）

西垣生3号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約 250m、西部排水区（分流管）

清水污水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.20m、約 850m、西部排水区（分流管）、位置・延長の変更

西垣生污水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約 1,250m、西部排水区（分流管）

雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約 270m、中央排水区（分流管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桑原 2 号雨水幹線、松末 2 丁目、桑原 6 丁目、2.70m～3.50m、約 450m、川附川第 3 排水区（分流管）

素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、2.80m～3.00m、約 700m、小野川第 2 排水区（分流管）

石井 5 号雨水幹線、和泉町、西石井町、2.00m～2.10m、約 950m、小野川第 3 排水区（分流管）

久米 1 号雨水幹線、星岡町、越智町、2.60m、約 650m、小野川第 4 排水区（分流管）

中須賀 2 号雨水幹線、三杉町、会津町、2.90m～3.50m、約 730m、中須賀第 1 排水区（分流管）

中須賀 6 号雨水幹線、三杉町、古三津 6 丁目、2.40m～2.60m、約 620m、中須賀第 1 排水区（分流管）

中須賀第 1 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約 100m、中須賀第 1 排水区（分流管）

中須賀第 2 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、3.40m、約 120m、中須賀第 1 排水区（分流管）

中須賀第 3 放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約 170m、中須賀第 2 排水区（分流管）

洗地 2 号雨水幹線、富久町、南斉院町、2.00m～4.50m、約 1,880m、洗地第 4 排水区（分流管）

三段地 4 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸西 3 丁目、4.70m、約 1,880m、三段地第 6 排水区（分流管）

大可賀放流渠、大可賀 3 丁目、大可賀 3 丁目、3.90m～8.00m、約 400m、大可賀排水区（分流管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,000m²、ポンプ 40.30m³/分

第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、ポンプ 2.60m³/分

高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m²、ポンプ 2.30m³/分

清水汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,800m²、ポンプ 55.20m³/分、面積の変更

垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m²、ポンプ 6.10m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m²、ポンプ 357.54m³/分

中須賀第 2 雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4,200m²)、ポンプ 1,064.64m³/分

中須賀第 3 雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m²、ポンプ 170.28m³/分

大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀 3 丁目、約 670m²、ポンプ 349.0m³/分

朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m²、ポンプ 31.74m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央浄化センター、生石町及び南江戸 4 丁目、約 10,8800m²、高級処理、約 229,760 m³/日

西部浄化センター、南吉田町、約 141,600m²、高級処理、約 100,100 m³/日

「位置は計画図表示のとおり」

変更理由

松山公共下水道は、現在、中央及び西部排水区で、5,438 ha を計画決定し、鋭意整備を進めているところである。今回、清水汚水中継ポンプ場に隣接している松山広域都市計画道路 3,3,11 三津南吉田線の拡幅変更に伴い、同ポンプ場の敷地と、それに接続する汚水幹線の位置及び延長を変更するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 653 号議案

事務局：都市計画道路今治日高線、今治駅西泰山寺線及び宮脇片山線との 3 箇所の交差点について、右折車線を設け、幅員を 15m に拡幅変更するものです。

第 654 号議案

事務局：三津南吉田線は、延長 4,360m、代表幅員 15m で計画決定しており、起点から FAZ 関連用地までの、延長 1790m は幅員 20m で決定しております。このうち、3,5,48 号道後松山港線から 3,5,51 号祓川大可賀線までの区間、延長約 600m は、昭和 36 年から昭和 45 年の土地区画整理事業で整備されております。今回、道後松山港線から臨港道路との交差点までの 2,130m について、道路幅員を 25m に、また主要な交差点については右折車線を設け、幅員を 27m にするつもりです。

委員：何年位で事業化するのか。また空港線までの間は既に決まっているのか。

事務局：FAZ 関連用地の前の 460m については計画決定の変更が得られ次第、着手したい。北吉田方面への延伸については、県でも臨海道路等の検討を進めている。また松山市でも市街地道路網の検討を進めている。それらの検討の中で計画を煮詰めた。

第 98 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 7 年 7 月 12 日）

第 656 号議案 久万都市計画用途地域の変更（久万町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 8.5ha、10/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、8.7%

第 1 種中高層住居専用地域、約 14ha、15/10 以下、5/10 以下、一、一、一、14.4%

第 2 種住居地域、 約 20ha、20/10 以下、一、一、一、一、20.5%

近隣商業地域、 約 25ha、20/10 以下、一、一、一、一、25.6%

準工業地域、 約 30ha、20/10 以下、一、一、一、一、30.8%

合計、 約 97.5ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

久万町は、第一次産業の農林業を基幹産業として発展してきたが、近年、第一次産業から第二次、第三次産業へと産業構造の変化等による都市化現象により、無秩序な建築物が見られ始め、日照妨害、騒音、汚水等による生活環境の悪化や生産性の低下、交通の混乱等が予想されることとなってきた。そこで、このようなことが起こらないよう、「自然と共生する高原文化のまち」としての調和を重視しながら、住環境の保護、商業・工業等の利便、公害の防止等適正な都市環境を保持するよう、建築物の規制・誘導を図ることにより、計画的な土地利用を実現するため、用途地域を決定しようとするものである。

第 657 号議案 久万都市計画下水道の変更（久万町決定）

都市計画久万町公共下水道を次のように決定する。

1 下水道の名称：久万町公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

久万町公共下水道、汚水、約 98ha、うち処理区域、久万処理区、約 98ha、雨水、約 98ha、うち排水区域、入野第 1 排水区約 12ha、入野第 2 排水区約 5ha、久万第 1 排水区約 3ha、久万第 2 排水区約 5ha、久万第 3 排水区約 6ha、久万第 4 排水区約 1ha、久万第 5 排水区約 1ha、久万第 6 排水区約 12ha、久万第 7 排水区約 9ha、久万第 8 排水区約 1ha、久万第 9 排水区約 6ha、久万第 10 排水区約 2ha、上野尻第 1 排水区約 12ha、上野尻第 2 排水区約 2ha、上野尻第 2 排水区約 2ha、上野尻第 3 排水区約 3ha、上野尻第 4 排水区約 2ha、上野尻第 5 排水区約 1ha、上野尻第 6 排水区約 7ha、上野尻第 8 排水区約 3ha、上野尻第 9 排水区約 3ha、下野尻第 1 排水区約 3ha、菅生第 1 排水区 1ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

久万汚水 1 号幹線、久万町大字菅生、久万町大字久万町、0.35m～0.25m、約 2,030m、分流式放流管

渠、久万町大字菅生、久万町大字菅生、0.4m、約 10m

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

久万浄化センター、久万町大字菅生、約 3,600m²、処理能力、約 2,110 m³/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

中心市街地の都市化の進展に伴う生活排水の増大に対し、生活環境の改善と久万川の水質汚濁を防止しかつ、雨水による浸水の防止を図ることで住環境の整備の向上に資するため、用途地域面積約 97.5ha 及び処理施設約 0.4ha を合わせた約 98ha を排水区域とし、久万町公共下水道として都市計画決定するものである。

第 658 号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（宇和島市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 81ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、9.0%

第 1 種中高層住居専用地域、約 11ha、15/10 以下、5/10 以下、一、一、一、1.2%

約 21ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、2.3%

小計 約 32ha、 3.6%

第 2 種中高層住居専用地域、約 59ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、6.6%

第 1 種住居地域、 約 415ha、20/10 以下、一、一、一、一、46.2%

近隣商業地域、 約 36ha、20/10 以下、一、一、一、一、4.0%

約 19ha、30/10 以下、一、一、一、一、2.1%

小計 約 55ha、 6.1%

商業地域、 約 3.9ha、30/10 以下、一、一、一、一、0.4%

約 62ha、40/10 以下、一、一、一、一、6.9%

小計 約 65.9ha、 7.3%

準工業地域、 約 156ha、20/10 以下、一、一、一、一、17.3%

工業地域、 約 12ha、20/10 以下、一、一、一、一、1.3%

工業専用地域、 約 23ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、2.6%

合計、 約 898.9ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市は、現行の用途地域が指定されてから約 20 年の経過があり、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、都市化現象により、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進、公害の防止等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために変更すると共に、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づく用途地域への切り替えを行うものである。

第 659 号議案 南予レクリエーション都市計画準防火地域の変更（宇和島市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

【種類、面積、備考】

準防火地域、約 83ha、商業地域及びその周辺

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該地域は、宇和島市の中心市街地に位置しており、昭和 24 年 10 月に、市街地における火災の危険を防除するため約 58ha を準防火地域に指定している。今回の指定区域の範囲は、既決定区域に加え既に商業地域か近隣商業地域が指定され、土地の高度利用が図られつつある区域及び用途地域の見直しに伴い今後、土地の高度利用が図られる区域、約 83ha（約 25ha 増）である。また、当該指定範囲は現在、店舗、事務所、宿泊施設、住宅等が混在する土地利用となっており、市域の中でも火災の発生率が高く、市街地の安全性の向上が強く求められる地域である。以上のことから、建築物の防火性能の向上を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、今回、都市計画準防火を変更するものである。

第 660 号議案 南予レクリエーション都市計画地区計画の決定（宇和島市決定）

都市計画 宮下地区 地区計画を次のように決定する。

名称：宮下地区 地区計画

位置：宇和島市宮下の一部

面積：約 3.9ha

区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標：当地区は建設省が進めている国道 56 号宇和島バイパスの関連で公共施設（地方卸売市場）の移転先に位置付けられ、現在、用地調査、造成設計等が実施されており、今後この卸売市場に関連する店舗、事務所、倉庫などの流通関連施設が立地する可能性を持った地区である。そこで、本計画では、卸売市場移転事業実施後に予想される建築物等の用途の混在を避け、流通関連機能を中心としたまちづくりを行うため、用途の混在を未然に防止し、併せて必要な道路等の整備を推進し、地域振興を図るものである。

土地利用の方針：当地区は、卸売市場を中心に流通業務機能の集積を図り、計画的な土地利用を行う。

地区施設の整備方針：若宮太陽線に接続する区画道路（W=10m）の整備を行う。

建築物の整備の方針：地区の特性に応じ、建築物の用途等について制限する。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模：【名称、幅員、延長、摘要】

道路、区画道路、10m、260m、知事承認事項：内平川沿い右岸の区画道路を拡幅整備し、土地の有効利用を図る。

建築物等用途の制限

準工業地域内に建築してはならない建築物のほか、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券販売所、場外車券場、その他これらに類するもの。
- 2 カラオケボックスその他これらに類するもの。
- 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの。
- 4 ボーリング場、スケート場その他これらに類するもの。
- 5 ホテル、旅館。
- 6 劇場、映画館その他これらに類するもの。

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は、国道 56 号宇和島バイパスの建設に伴い地方卸売市場の移転先に位置付けられている。この地区は、流通関連機能を中心としたまちづくりを促進するため、周辺の住環境を守り、用途の混在を防止するため建築物等を制限すると共に、道路等の整備を行うものである。また、南予レクリエーション都市計画用途地域の変更に伴い、併用指定として同時に計画決定するものである。

第 661 号議案 丸協宇和島青果販連地方卸売市場の位置について

(建築基準法第 51 条ただし書きによる許可)

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

【名称、位置、敷地面積、建築物の延べ面積、備考】

丸協宇和島青果販連地方卸売市場、宇和島市宮下字三百田甲 1279 番他 55 筆、13,658.1m²、建築面積、荷捌き棟 3,523.30m²、集出荷棟 1,685.25m²、市事務所棟 486.80m²、延床面積 1,221.57m²、荷捌き棟 2,906.30m²、集出荷棟 1,241.25m²、市事務所棟 565.95m²、申請人、宇和島青果販売農業協同組合連合会

「位置は計画図表示のとおり」

理由書

現在の卸売市場は、昭和 41 年に建設されたものであり、施設の老朽化、駐車場の確保、更に市場周辺の騒音等の問題があり、荷捌き機能が十分に果たせない状況です。また、その敷地は国道 56 号宇和島バイパス（宇和島道路）の建設で平成 7 年度に買収予定となり、面積の減少と形状の悪さ等から本市場を維持することが困難となったため、宇和島市街地の中心から南西へ約 3km の位置に移転し、併せて周辺の環境の改善を図るものです。

第 662 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画新居浜公共下水道「3 下水管渠」中、磯浦污水幹線ほか 14 幹線を次のように変更し、新田污水幹線ほか 59 幹線を廃止すると共に、「4 ポンプ施設」中、土場雨水ポンプ場を次のように変更し、中央雨水ポンプ場、西原雨水ポンプ場を次のように追加する。

- 1 下水道の名称：新居浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

新居浜公共下水道、約 1,865ha、(金子処理分区、約 234ha、川西処理分区、約 997ha、川東処理分区、約 302ha、国領処理分区、約 113ha、中萩処理分区、約 124ha、多喜浜処理分区、約 95ha)

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、新田町 1 丁目、新田町 1 丁目、0.8m～0.70m、約 420m、金子処理分区（分流式）
滝の宮污水幹線、若水町 2 丁目、河内町、1.35 m～0.60m、約 3,200m、金子処理分区、川西処理分区（分流式）

川西污水幹線、菊本町 2 丁目、萩生岸の下、2.30m～0.70m、約 8,660m、川西処理分区、中萩処理分区（分流式）

庄内污水幹線、新須賀町 3 丁目、外山町、1.20m～0.50m、約 5,430m、川西処理分区（分流式）

喜光地汚水幹線、庄内町3丁目、宮原町、0.80m～0.35m、約3,310m、川西処理分区（分流式）
中村汚水幹線、中村松木1丁目、土橋1丁目、0.60m～0.50m、約650m、川西処理分区（分流式）
中萩汚水幹線、本郷1丁目、中萩町、0.60m～0.45m、約730m、川西処理分区（分流式）
萩生汚水幹線、萩生本郷、萩生本郷、0.45m～0.40m、約740m、中萩処理分区（分流式）
岸の下汚水幹線、萩生岸の下、萩生旦の上、0.40m、約520m、中萩処理分区（分流式）
坂井汚水幹線、坂井町3丁目、瀬戸町、0.30m～0.25m、約380m、川西処理分区
松原汚水幹線、松原町、寿町、0.50m～0.45m、約500m、川西処理分区（分流式）
東田汚水幹線、庄内町6丁目、船木池田、0.80m～0.35m、約3,870m、国領処理分区、川西処理分区
（分流式）

国領汚水幹線、東田2丁目、国領1丁目、0.50m、約480m、川西処理分区（分流式）
川東汚水幹線、菊本町2丁目、垣生3丁目、1.10m～0.70m、約4,910m、川東処理分区（分流式）
沢津汚水幹線、宇高町4丁目、宇高町2丁目、0.45m～0.40m、約740m、川東処理分区（分流式）
田ノ上汚水幹線、垣生2丁目、田の上2丁目、0.40m、約510m、川東処理分区（分流式）
垣生圧送幹線、垣生3丁目、松神子3丁目、0.35m、約500m、多喜浜処理分区（分流式）
多喜浜汚水幹線、松神子3丁目、多喜浜東浜、0.70m～0.50m、約2,800m、多喜浜処理分区（分流式）
処理場放流管渠、菊本町2丁目、菊本町2丁目、2.00m、330m、処理水放流口（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

白山雨水幹線、政枝町2丁目、本郷1丁目、2.35m～1.95m、約1,070m、白山排水分区（分流式）
瀬戸雨水幹線、城下町、城下町、4.40m～4.00m、約210m、瀬戸排水分区（分流式）
上泉雨水幹線、岸の上町1丁目、外山町、3.30m～2.50m、約340m、上泉排水分区（分流式）
池田雨水幹線、船木国領、船木国領、2.20m、約250m、池田排水分区（分流式）
江の口1号雨水幹線、垣生3丁目、垣生2丁目、3.00m、約180m、江の口排水区（分流式）
江の口雨水ポンプ場放流管渠、垣生3丁目、垣生3丁目、6.00m、約10m、江の口雨水ポンプ場（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

多喜浜中継ポンプ場、松神子3丁目、約690m²、9.1m³/分、汚水
港町雨水ポンプ場、港町、約1,000m²、118m³/分、雨水
菊本雨水ポンプ場、菊本町2丁目、一、新居浜処理場に設置、雨水
土場雨水ポンプ場、新田町1丁目、約3,500m²、484m³/分、雨水
中央雨水ポンプ場、西原町2丁目、約2,700m²、592m³/分、雨水
西原雨水ポンプ場、西原町3丁目、約320m²、134m³/分、雨水
沢津雨水ポンプ場、清水町、約4,200m²、574m³/分、雨水
垣生雨水ポンプ場、垣生3丁目、830m²、269m³/分、雨水
江の口雨水ポンプ場、垣生3丁目、5,700m²、1080m³/分、雨水
松神子雨水ポンプ場、長岩町、3,500m²、373m³/分、雨水
東浜雨水ポンプ場、阿島土場、3,500m²、355m³/分、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町2丁目、約149,200m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜公共下水道は、昭和35年に旧都市計画法に基づき、排水区域約44haの合流式で当初決定を行い事業着手した。その後、昭和48年に菊本町に最終処理場を有する面積約503haの分流式に変更した。さらにその後、数度の計画変更を経て、昭和63年に排水区域面積約1865haとして鋭意整備を進め、平成7年4月現在で汚水の面整備率約50%、雨水の面整備率約43%となっている。しかしながら、近年の都市化の進展により雨水計画の王子川排水区において、著しく家屋が連坦してきたため計画流量に対する排水路の施工が著しく困難となってきたため今回、施工性及び経済性を考慮し、ポンプ場を効率的に配置すべく王子川排水区より、中央排水区と西原排水区を分区することにより、中央雨水ポンプ場、西原雨水ポンプ場を追加決定し、既設の土場雨水ポンプ場の規模縮小を行うものである。また、併せて都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更をおこなうものである。

第663号議案 松山広域都市計画下水道の変更（川内町決定）

都市計画川内町公共下水道次のように決定する。

1 下水道の名称：川内町公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考】

川内町公共下水道、約107ha、

汚水：川内処理区、約107ha、

雨水：重信川排水区、約7ha、表川右岸第2排水区、約33ha、宝泉川左岸第3排水区、約24ha、宝泉川左岸第4排水区、約31ha、渋谷左岸第2排水区、約6ha、渋谷左岸第3排水区、約6ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

川内汚水幹線、川内町大字吉久、川内町大字南方、0.35m～0.50m、約2,140m

放流管渠、川内町大字吉久、川内町大字吉久、0.50m、約5m

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

川内浄化センター、温泉郡川内町大字吉久、約23,600m²、高級処理、能力（日最大）5,300m³/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、本町の市街化の進展に伴い、市街化区域及びその周辺の水路、一級河川重信川・表川では、生活排水による汚濁が著しく進行している。今回、市街化区域約105ha及び処理施設約2haの合わせて約107haを川内町公共下水道として計画決定を行い、都市の健全な発展を図り、本町の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するものである。

第 664 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画八幡浜公共下水道「2 排水区域」、「3 下水管渠」中、八幡浜西幹線及び「5 処理施設」中、八幡浜浄化センターを次のように変更し、同公共下水道「3 下水管渠」中五反田幹線を次のように追加する。

1 下水道の名称：八幡浜公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考】

八幡浜公共下水道、約 351ha、合流、約 193ha、分流、約 158ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

第 1 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、字沖新田、3.5m、約 580m、合流

第 2 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、江戸岡 1 丁目、0.7m、約 1,600m、合流

八幡浜西幹線、字沖新田、北浜 1 丁目、2.4m、約 540m、合流

五反田幹線、江戸岡 1 丁目、八代 1 丁目、1.35m、約 910m、分流

八幡浜浄化センター放流管、大字栗之浦字フクロセ、大字栗之浦字フクロセ、3.5m×5.0m、約 30m、
「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

7-0 幹線、字白浜、大字大平、2.4m～2.1m、約 840m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

矢野橋雨水ポンプ場、八幡浜市産業通、約 1,200m²

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

八幡浜浄化センター、八幡浜市大字栗之浦字フクロセ、20,100m²

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

八幡浜公共下水道は昭和 49 年に排水区域面積約 316ha を計画決定し、その後、数度の計画変更手続きを行い、現在、排水区域面積約 319ha に拡大変更し、鋭意整備を進め、平成 6 年度末で面整備進捗率約 72% となっている。今回、用途地域外の住居連坦区域を、公共下水道の排水区域に含め、都市の健全な発展や公衆衛生の向上を目指し、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、本案のとおり、排水区域を拡大変更すると共に、それに伴う管渠の変更を行うものである。また、終末処理場については、効率的な施設配置の観点から再検討を行った結果、一部区域の縮小変更を行うものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 663 号議案

委員：この議題は、松山広域都市計画下水道という全体の一部を独立させ、川内町を新規に行うことで広域下水道計画から除外することになるのか。また雨水が入ってない点について説明してほしい。

事務局：松山広域都市計画下水道の中で行われるもので、既に松山市等では実施されているので、新たなものは変更という形になる。雨水の件については、国の通達に基づき、都市計画決定では、管渠賀受ける面積が 100ha 未満のものは表示しなくてよいということになり、表示上出てこないことになっている。

第 99 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 7 年 11 月 6 日）

第 665 号議案 野村都市計画用途地域の決定（野村町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 6.7ha、8/10 以下、6/10 以下、一、一、10m、5.8%

第 1 種中高層住居専用地域、約 15ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、12.9%

第 1 種住居地域、 約 75ha、20/10 以下、一、一、一、一、64.5%

近隣商業地域、 約 10ha、20/10 以下、一、一、一、一、8.6%

商業地域、 約 2.0ha、40/10 以下、一、一、一、一、1.7%

準工業地域、 約 7.5ha、20/10 以下、一、一、一、一、6.5%

合計、 約 116.2ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

野村町は、現行の用途地域が指定されてから約 20 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現することを目的として、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号)に基づく用途地域への切り替えを行うものである。

第 666 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に 2,2,35 号駅西公園ほか 1 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

街区公園、2,2,35、駅西公園、今治市北日吉町 1 丁目、約 0.21ha、広場施設、修景施設、便益施設、遊戯施設

街区公園、2,2,36、駅南公園、今治市中日吉町 1 丁目及び常盤町 5 丁目、約 0.19 ha、広場施設、修景施設、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治駅西地区は今治市の中心市街地、JR 今治駅の西側に位置する近隣商業地域であり、鉄道高架化事業の完成や、現在行われている土地区画整理事業（14.9ha）の進捗により分断されていた東西市街地が一体化し、陸の玄関口として新たな市街地の形成を図ることとしている。このため、土地区画整理事業地区内において、地域住民が利用する街区公園（駅西公園、駅南公園）を整備することにより住民福祉の向上を図るものである。

第 667 号議案 久万都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 2 号笛ヶ滝公園を 5,4,1 号笛ヶ滝公園に、1 号久万公園を 4,4,1 号久万公園に名称を改め、5,4,1 号笛ヶ滝公園ほか 1 公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,4,1、笛ヶ滝公園、久万町大字久万町及び大字上野尻、約 9.9ha、園路・広場、運動施設、

教養施設、修景施設、休養施設、便益施設

地区公園、4,4,1、久万公園、久万町大字菅生、約 6.0ha、(旧種別) 一般公園

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

笛ヶ滝公園は、明治中期ころより町民の憩いの場として利用されているが、公園としては未整備であった。しかし昭和 52 年に笛ヶ滝公園として都市計画決定を受け、昭和 62 年より都市計画公園整備の一環として多目的グラウンド、休憩所等が設置され、四季を通じて利用者も多く家族ぐるみで楽しめる公園となっている。今回、平成 5 年度に本公園に隣接して建設された屋内ゲートボール場を取り入れるとともに適正な公園施設を配置し、より多くの地域住民に親しまれる総合公園として整備していくものである。また、増大する公園利用者に対応するため適正な進入路計画を行い、一般車の通行が考えられる一般道路区域と園内道路を区分けし、一般道路となる区域を公園区域から削除するものである。久万公園については、昭和 54 年建設省都計発第 20 号通達に基づき、都市計画公園の種別及び名称の変更を行うものである。

第 668 号議案 松山広域都市計画下水道の変更(松山市決定)

都市計画堀江都市下水路及び姫原都市下水路を都市計画松山公共下水道とし、松山公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

松山公共下水道、約 6,113ha、中央排水区 3,390ha、西部排水区 2,048ha、北部排水区 675ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 汚水管渠

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、備考】

- 1号幹線、生石町、平和通1丁目、0.90m～5.00m、約4,490m、中央排水区(合流管)
- 2号幹線、湊町8丁目、千舟町4丁目、1.35m～1.80m、約1,380m、中央排水区(合流管)
- 5号幹線、築山町、湯渡町、1.20m～1.95m、約720m、中央排水区(合流管)
- 6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m～1.00m、約1,960m、中央排水区(合流管)
- 中央1号汚水幹線、南江戸4丁目、平井町、0.60m～1.80m、約10,500m、中央排水区(分流管)
- 中央2号汚水幹線、南江戸4丁目、清水町3丁目、0.45m～0.90m、約3,890m、中央排水区(分流管)
- 中央3号汚水幹線、生石町、和泉北3丁目、1.35m～2.00m、約2,350m、中央排水区(分流管)
- 中央4号汚水幹線、保免中2丁目、今在家町、0.70m～1.20m、約6,000m、中央排水区(分流管)
- 桑原1号汚水幹線、小坂5丁目、枝松1丁目、0.60m～0.90m、約1,340m、中央排水区(分流管)
- 石井2号汚水幹線、古川西1丁目、東石井町、0.50m～0.80m、約2,710m、中央排水区(分流管)
- 素鷲1号汚水幹線、朝生田町、中村5丁目、0.80m～1.35m、約1,220m、中央排水区(分流管)
- 浮穴1号汚水幹線、北土居町、森松町、0.60m～0.70m、約1,140m、中央排水区(分流管)
- 保免2号汚水圧送幹線、土居田町、保免中2丁目、1.20m、約1,090m、中央排水区(分流管)
- 1号増補管、生石町、湊町8丁目、2.00m、約790m、中央排水区(合流管)
- 1号第1増補管、湊町8丁目、千舟町8丁目、2.00m、約180m、中央排水区(合流管)
- 1号第2増補管、千舟町8丁目、平和通1丁目、1.35m～5.20m、約3,340m、中央排水区(合流管)
- 2号増補管、南江戸3丁目、千舟町8丁目、5.00m、約920m、中央排水区(合流管)

2号第2増補管、千舟町7丁目、勝山町1丁目、1.80m～2.40m、約2,260m、中央排水区（合流管）
 6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約180m、中央排水区（合流管）
 6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約100m、中央排水区（合流管）
 6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約230m、中央排水区（合流管）
 中須賀1号污水幹線、三杉町、新浜町、0.60～0.80m、約920m、西部排水区（分流管）
 山越1号污水幹線、東山町、問屋町、0.60～0.80m、約1,900m、西部排水区（分流管）
 山越2号污水幹線、西長戸町、西長戸町、0.60、約310m、西部排水区（分流管）
 山西1号污水幹線、三杉町、東山町、0.80～0.90m、約1,960m、西部排水区（分流管）
 山西3号污水幹線、山西町、山西町、0.70m、約420m、西部排水区（分流管）
 三津浜1号污水幹線、別府町、三杉町、1.20～1.35m、約2,580m、西部排水区（分流管）、位置の変更
 三津浜2号污水幹線、大可賀1丁目、山西町、0.70m、約650m、西部処理区（分流管）
 北吉田污水幹線、南吉田町、北吉田町、1.85～1.50m、約1,860m、西部排水区（分流管）
 齊院1号污水幹線、南吉田町、高岡町、0.60m～0.70m、約1,510m、西部排水区（分流管）
 富久1号污水幹線、東垣生町、南吉田町、2.10～2.25m、約1,290m、西部排水区（分流管）
 富久2号污水幹線、南吉田町、富久町、0.60～0.80m、約2,140m、西部排水区（分流管）
 南吉田污水幹線、南吉田町、東垣生町、2.00m～2.90m、約1,920m、西部排水区（分流管）
 余戸1号污水幹線、東垣生町、余戸東1丁目、0.60～0.80m、約2,300m、西部排水区（分流管）
 東垣生污水幹線、東垣生町、東垣生町、0.80～1.20m、約1,000m、西部排水区（分流管）
 西垣生1号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約200m、西部排水区（分流管）
 西垣生3号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約250m、西部排水区（分流管）
 清水污水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.20m、約850m、西部排水区（分流管）、位置・延長の変更
 西垣生污水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約1,250m、西部排水区（分流管）
 雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約270m、中央排水区（分流管）
 久枝1号污水幹線、和気町2丁目、安城寺町、0.45m～1.35m、約3,870m、北部排水区（分流管）
 堀江1号污水幹線、和気町1丁目、堀江町、0.45m～0.70m、約1,850m、北部排水区（分流管）
 和気1号污水幹線、和気町1丁目、和気町1丁目、0.60m、約660m、北部排水区（分流管）
 和気4号污水幹線、太山寺町、勝岡町、0.45m～0.50m、約540m、北部排水区（分流管）
 潮見1号污水幹線、馬木町、平田町、0.60m、約520m、北部排水区（分流管）
 放流管渠、和気町1丁目、和気町1丁目、1.35m、約10m、北部排水区（分流管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桑原2号雨水幹線、松末2丁目、桑原6丁目、2.70m～3.50m、約450m、川附川第3排水区（分流管）
 素鷲1号雨水幹線、朝生田町、天山町、2.80m～3.00m、約700m、小野川第2排水区（分流管）
 石井5号雨水幹線、和泉町、西石井町、2.00m～2.10m、約950m、小野川第3排水区（分流管）
 久米1号雨水幹線、星岡町、越智町、2.60m、約650m、小野川第4排水区（分流管）
 中須賀2号雨水幹線、三杉町、会津町、2.90m～3.50m、約730m、中須賀第1排水区（分流管）
 中須賀6号雨水幹線、三杉町、古三津6丁目、2.40m～2.60m、約620m、中須賀第1排水区（分流管）
 中須賀第1放流渠、住吉1丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約100m、中須賀第1排水区（分流管）
 中須賀第2放流渠、住吉1丁目、三杉町、3.40m、約120m、中須賀第1排水区（分流管）

中須賀第3放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約170m、中須賀第2排水区（分流通管）
洗地2号雨水幹線、富久町、南斎院町、2.00m～4.50m、約1,880m、洗地第4排水区（分流通管）
三段地4号雨水幹線、余戸西3丁目、余戸西3丁目、4.70m、約1,880m、三段地第6排水区（分流通管）
大可賀放流渠、大可賀3丁目、大可賀3丁目、3.90m～8.00m、約400m、大可賀排水区（分流通管）
新川3号雨水幹線、安城寺町、東長戸3丁目、3.50m～4.00m、約370m、新川第3排水区（分流通管）
「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中2丁目、約1,000m²、中央排水区、ポンプ40.30m³/分
第1中継ポンプ場、南江戸4丁目、処理場内、中央排水区、ポンプ2.60m³/分
高浜汚水中継ポンプ場、高浜町6丁目、約380m²、西部排水区、ポンプ2.30m³/分
清水汚水中継ポンプ場、別府町、約1,800m²、西部排水区、ポンプ55.20m³/分
垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約90m²、西部排水区、ポンプ6.10m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設（西部排水区）

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第1雨水排水ポンプ場、三杉町、約4,200m²、西部排水区、ポンプ357.54m³/分
中須賀第2雨水排水ポンプ場、三杉町、（約4,200m²）、西部排水区、ポンプ1,064.64m³/分
中須賀第3雨水排水ポンプ場、辰巳町、約2,500m²、西部排水区、ポンプ170.28m³/分
大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀3丁目、約670m²、西部排水区、ポンプ349.0m³/分
朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約150m²、西部排水区、ポンプ31.74m³/分

4-2 雨水ポンプ施設（北部排水区）

堀江第1雨水排水ポンプ場、堀江町、約570m²、北部排水区、ポンプ256.0m³/分
堀江第2雨水排水ポンプ場、堀江町、約250m²、北部排水区、ポンプ75.0m³/分
明神川雨水排水ポンプ場、堀江町、約120m²、北部排水区、ポンプ26.0m³/分
和気第1雨水排水ポンプ場、和気町2丁目、約2200m²、北部排水区、ポンプ453.0m³/分
和気第2雨水排水ポンプ場、和気町2丁目、約390m²、北部排水区、ポンプ13.2m³/分
勝岡雨水排水ポンプ場、勝岡町、約4,100m²、北部排水区、ポンプ330.7m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中央浄化センター、生石町及び南江戸4丁目、約108,700m²、高級処理、約229,760 m³/日
西部浄化センター、南吉田町、約141,600m²、高級処理、約111,400 m³/日
北部浄化センター、和気町1丁目、和気町2丁目及び太山寺町、約60,500m²、高級処理、約43,400 m³/日

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

松山公共下水道は、平成6年度に西部排水区の区域拡大を図り、面積約5,438 haで計画決定し、鋭意整備を進めているところである。今回の変更は、これまで下水道が計画されていなかった北部地区の下水道整備を進めるため、市街化区域約669haと北部浄化センター約6haを合わせた約675haを北部排水区と

して新たに追加決定し、都市の健全な発展と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全を図るものである。なお、新たな区域拡大に伴って、6箇所の雨水排水ポンプ場、5本の汚水幹線、1本の雨水幹線を新規に計画決定する。

会議録（質疑のみ）

第 668 号議案

委員：松山地区は非常に水の問題が深刻で、北部処理場ができて下水道が普及すると、川の水が減り、農業用水が減るので、処理した水を回してくれということだったが、そう理解してよいか。もうひとつは水の再利用で、9月の松山市議会では、下水処理場では1日10何万トンもの水を捨てているから、この水を再利用して上水道の水源確保を図りたいとの提案があった。そういう配慮をしているなら教えていただきたい。

事務局：松山市のことで、細かいことは言えないが、以前から中の川に処理水を返流する等の対策を講じており、今後とも処理水の有効利用を検討したいと聞いている。北部処理区については、農業関係の方から意向があり、そういったことにも十分配慮したい。

第 100 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 8 年 2 月 23 日）

第 669 号議案 土居都市計画用途地域の決定（土居町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 13ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、11.9%

第 1 種中高層住居専用地域、約 22ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、20.2%

第 1 種住居地域、 約 59ha、20/10 以下、一、一、一、一、54.4%

準住居地域、 約 9.2ha、20/10 以下、一、一、一、一、8.5%

近隣商業地域、 約 5.4ha、20/10 以下、一、一、一、一、5.0%

合計、 約 108.6ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

土居町は、現行の用途地域が指定されてから約 19 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 670 号議案 菊間都市計画用途地域の決定（菊間町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 19ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、10.2%

第 1 種中高層住居専用地域、約 2.8ha、10/10 以下、5/10 以下、一、一、一、1.5%

約 17ha、 20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、9.1%

約 19.8ha、 10.6%

第 1 種住居地域、 約 43ha、20/10 以下、一、一、一、一、23.1%

近隣商業地域、 約 4.2ha、20/10 以下、一、一、一、一、2.3%

商業地域、 約 2.3ha、40/10 以下、一、一、一、一、1.2%

準工業地域、 約 27ha、20/10 以下、一、一、一、一、14.5%

工業地域、 約 11ha、20/10 以下、一、一、一、一、5.9%

工業専用地域、 約 60ha、20/10 以下、一、一、一、一、32.2%

合計、 約 186.3ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

菊間町は、現行の用途地域が指定されてから約 19 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 671 号議案 内子都市計画用途地域の決定（内子町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 7.9ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、6.1%

第 2 種低層住居専用地域、 約 5.0ha、10/10 以下、5/10 以下、一、一、3.9%

第 1 種中高層住居専用地域、約 15ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、11.6%

第 2 種中高層住居専用地域、約 21ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、16.2%

第 1 種住居地域、 約 40ha、20/10 以下、一、一、一、一、30.9%

準住居地域、 約 4.5ha、20/10 以下、一、一、一、一、3.5%

近隣商業地域、 約 16ha、20/10 以下、一、一、一、一、12.4%

商業地域、 約 6.0ha、40/10 以下、一、一、一、一、4.6%

準工業地域、 約 14ha、20/10 以下、一、一、一、一、10.8%

合計、 約 129.4ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

内子町は、現行の用途地域が指定されてから約 19 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 672 号議案 内子都市計画用途地域の決定（五十崎町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 6.0ha、10/10 以下、6/10 以下、一、一、10m、6.0%

約 13ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、13.0%

約 19.0ha、 19.0%

第 1 種中高層住居専用地域、約 10ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、10.0%

第 1 種住居地域、 約 49ha、20/10 以下、一、一、一、一、49.0%

近隣商業地域、 約 3.2ha、20/10 以下、一、一、一、一、3.2%

商業地域、 約 3.8ha、40/10 以下、一、一、一、一、3.8%

準工業地域、 約 15ha、20/10 以下、一、一、一、一、15.0%

合計、 約 100.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

五十崎町は、現行の用途地域が指定されてから約 19 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 673 号議案 保内都市計画用途地域の決定（保内町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種中高層住居専用地域、	約 11ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	6.9%
第 1 種住居地域、	約 70ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	44.0%
近隣商業地域、	約 18ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	11.3%
準工業地域、	約 48ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	30.2%
工業地域、	約 12ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	7.6%
合計、	約 159ha、	100.0%					

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

保内町は、現行の用途地域が指定されてから約 12 年の経過があり、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号)に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 674 号議案 八幡浜都市計画用途地域の決定（八幡浜市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種中高層住居専用地域、	約 7.5ha、	15/10 以下、	5/10 以下、	—、	—、	—、	2.2%
	約 40ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	12.0%
	約 47.5ha、						14.2%
第 2 種中高層住居専用地域、	約 7ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	2.1%
第 1 種住居地域、	約 164ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	49.2%
近隣商業地域、	約 11ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	3.3%
	約 3.6ha、	30/10 以下、	—、	—、	—、	—、	1.1%
	約 14.6ha、						4.4%
商業地域、	約 59ha、	40/10 以下、	—、	—、	—、	—、	17.7%
	約 2.1ha、	50/10 以下、	—、	—、	—、	—、	0.6%
	約 61.1ha、						18.3%
準工業地域、	約 29ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	8.7%
合計、	約 333.2ha、	100.0%					

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

八幡浜市は、現行の用途地域が指定されてから約 23 年、前回変更から約 8 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。